

2023年度各部の事業計画

<本年度の重点項目>

- ◇ 会員の増強
- ◇ 防災及び火災対策事業の強化
- ◇ 青少年の健全育成
- ◇ 地域環境の整備
- ◇ 地域並びに児童の安心・安全のための活動強化

(1)会計

- ① 予算の編成・執行に関する事務を行う。
- ② 金銭、物品の出納に関する事務を行う。
- ③ 資産の管理、処分に関する事務を行う。

(2)総務部

- ① 各部門の事業、事務の調整等連絡を密にして融和を図る。
- ② 隨時区長・評議員会を開催し、地区の問題を把握し、その解決に努める。
- ③ 毎月第一土曜日に定期部長会を開催し、実施事項の報告並びに今後の実施予定等について協議する。
- ④ 関係官公庁との連絡、折衝等を密にし自治会運営の円滑化に努める。
- ⑤ 道塚サロンの開催
- ⑥ 道塚自治会報の発行
- ⑦ 大田区報の配布

(3)防犯部

- ① 春秋2期の防犯運動を強力に推進し、会員の防犯意識の向上に努める。
- ② 防犯対策を強化し、空き巣防止対策等の向上に努める。
- ③ 防犯連絡所を活用し、防犯強化を推進する。
- ④ 青少年の健全育成及び非行防止に努める。
- ⑤ 年末特別警戒を消防部と合同で実施する。
- ⑥ 学区内防犯パトロールの実施
- ⑦ 防犯カメラ11台の維持・管理

(4)消防部

- ① 町内消防団及び消火隊の協力を得て、火災発生の予防に努める。
- ② 防災訓練(防災フェスタ)を矢口消防署・消防団の協力、指導により行う。
- ③ 普通救命講習を行う。
- ④ 春秋2期の全国火災予防運動には、広報活動を行い、火災予防意識の高揚に努める。
- ⑤ 年末特別警戒を防犯部と合同で実施する。

(5)交通部

- ① 春秋2期の全国交通安全運動を実施する。
- ② 交通に障害となる道路使用、路上駐車の注意喚起をする。
- ③ 交通安全のPR活動を活発に行い、事故の防止に努める。

(6)保健福祉部

- ① 地域住民の健康管理意識の高揚に努める。
- ② 高齢者対策事業を進める。
- ③ 敬老と長寿のお祝い
　　満100歳・90歳・80歳になられた方にはお祝い金を、
　　満75歳以上(満100歳・満90歳・満80歳以外)の方にはお祝い品を贈呈する。
- ④ 赤十字募金、共同募金、年末助け合い募金を地区役員の協力を得て行う。
- ⑤ 会員及び家族の逝去に際して訃報を掲示し弔慰する。

(7)文化部

- ① 趣味娯楽等を通じて広く文化活動の向上に努める。
- ② 地域と連携してラジオ体操及び盆踊り大会を行う。

(8)照明部

- ① 防犯灯の新設、補修、移設等の管理に努める。
- ② 設置個所等については関係機関と折衝し適正を図る。

(9)地域環境部

- ① 地域環境美化の促進を図る。(掲示板、立て看板の維持・管理含)
- ② リサイクル活動の推進を図る(古紙回収)
- ③ ゴミの収集場所等について適宜対処する。

(10)女性部

- ① 研修、見学、講習会等を隨時行い、教養を高め親睦を図る。
- ② 適宜に文化活動を行い、会員相互の交流を深める。
- ③ 女性部理事に対する普通救命講習を行う。

(11)青少年部

- ① 町内青少年の健全育成に係わる活動を行う。
　　児童支援活動、防災フェスタ(消防部と共に催)、納涼大会
- ② 外部青少年団体との交流を盛んにし、教養を高め親睦を図る。
- ③ 自治会のホームページを充実し、自治会の広報を強化する。

区長・評議員の業務内容

- (1)自治会費・会館管理費の集金
- (2)各種募金集金(赤い羽根・赤十字・年末助け合い)
- (3)各種回覧物の回覧
- (4)定期総会及び区長・評議員会への参加
- (5)自治会主催の各種行事への参加(自治会からのお願い)
- (6)敬老会等に関する申込書の届け出
- (7)会員及び家族死亡時の連絡
- (8)会員の転入・転出時の連絡

※ 区長及び評議員の任期は3月31日で終了しますが、定期総会が終わってからの交代になります。尚、表札、回覧板等は次の役員にお渡し頂きます。